

失踪宣告・不在者財産管理事件の国際裁判管轄

第1 失踪の宣告に関する審判事件の国際裁判管轄

1 中間試案（第1の14）の提案

- ① 裁判所は、失踪の宣告の審判事件（注1）について、不在者が、生存していたと認められる最後の時点において日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。
- ② ①に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有し、それぞれ当該各号に掲げるものについてのみ失踪の宣告をすることができるものとする。
- 一 不在者の財産が日本国内にあるとき 当該財産
 - 二 不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるとき 当該法律関係
- ③ 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（注2）について、失踪の宣告を受けた不在者が、生存していたと認められる最後の時点において日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。
- ④ ③に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
- 一 日本において失踪の宣告があったとき
 - 二 失踪の宣告を受けた不在者が現に日本国内に住所を有するとき又は日本の国籍を有するとき

（注1）単位事件類型としての「失踪の宣告の審判事件」とは、家事事件手続法別表第一の56の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）単位事件類型としての「失踪の宣告の取消しの審判事件」とは、家事事件手続法別表第一の57の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

2 検討すべき論点（中間試案の是非）

中間試案は、失踪の宣告の審判事件の国際裁判管轄について、通則法第6条と実質的に同じ内容の規律とする規定を設けることを提案するとともに、失踪の宣告の取消しの審判事件について、失踪の宣告の審判事件とは異なり、失踪者の財産の所在地に国際裁判管轄を認める必要があるとまではいえないこと、失踪の宣告の取消しの審判の効力が及ぶ範囲を審判地国に限定する意味が乏しいと考えられること等を考慮した国際裁判管轄の規定を設けることを提案するものであるが、部会においては、特段の異論はなかった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

第2 不在者の財産の管理に関する審判事件の国際裁判管轄

1 中間試案（第1の15）の提案

裁判所は、不在者の財産の管理に関する審判事件（注1）について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする（注2）。

（注1）単位事件類型としての「不在者の財産の管理に関する審判事件」とは、不在者の財産の管理に関する処分に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の55の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）審判の効力を、日本国内にある不在者の財産に係る管理に限定するものとするか否かについては、引き続き検討する。

2 検討すべき論点

(1) 中間試案の是非

部会においては、中間試案で提示した内容の規律を設けること自体について、特段の異論はなかった。

ところで、部会においては、中間試案の規律する内容に加え、遺産の分割をする際に、相続人の一部が不在者である場合、実務上、不在者財産管理人を選任した上で遺産の分割の手続を進めることがあるとして、不在者の財産が日本国内にない場合であっても不在者財産管理人を選任することができるように、例えば、失踪の宣告の審判事件の国際裁判管轄に係る試案の②のような内容の規律も設けるべきであるとする意見が

あった。これに対し、上記意見が念頭に置くような場合は、失踪の宣告の審判がされる場合とは法律関係が異なることから、同じ内容の規律を設けることは疑問であるとする意見があったほか、不在者財産管理は放置された不在者の財産について必要な措置をとることを可能にすることをその趣旨とする制度であり、上記意見が念頭に置くような場合はまず失踪宣告により対応すべきであるという意見や、管理が必要な不在者の財産が日本国内にないにもかかわらず、日本の裁判所に不在者の財産の管理に関する審判事件の管轄権を認めた場合は、仮に当該審判がされたとしても、不在者財産管理人による外国に所在する財産の管理の実効性に疑問がある上、家庭裁判所が当該財産に係る管理状況を実効的に監督することは困難である旨の意見があった。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

(2) 審判の効力を日本国内にある不在者の財産に係る管理に限定することの是非

不在者財産管理制度について、不在者の総財産を包括的に管理することを当然に予定した制度ではなく、放置された不在者の財産について必要な措置をとることを可能にすることにその意義があるものと考えられるならば、不在者財産管理人の管理権限の及ぶ範囲については、実体法上、外国に所在する財産には及ばないとする解釈があり得る。このような解釈を前提として、不在者の財産の管理に関する審判事件の国際裁判管轄の規律において、不在者の財産の管理に関する処分の効力が日本国内にある不在者の財産についてのみ及ぶ旨を明示する規律を設けることも考えられる。

しかし、不在者財産管理人の権限の及ぶ範囲が外国に所在する財産に及ぶか否かについては、準拠法である実体法の解釈によるものとも考えられ、実務上及び学説上、及ばないという解釈が争いのないものとなっているとまではいえないように思われる。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。